

自転車による運行による損害賠償保障制度の
あり方等に関する検討会
設立趣意書

自転車は、環境に優しい交通手段であり、災害時の移動・輸送や国民の健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するものであることから、環境、交通、健康増進等が重要な課題となっている我が国においては、自転車の活用の推進に関する施策の充実がいっそう重要となっている。

このため、一昨年5月1日に自転車活用推進法が施行され、自転車の活用について、政府として総合的・計画的に推進することとし、自転車活用推進本部が創設されたところである。

自転車活用推進法においては、近年自転車利用者が加害者となる事故の損害賠償において、加害者側に1億円近い賠償命令が出ていることを踏まえ、被害者救済の観点から、附則第3条第2項において、自転車の運行による損害賠償を保障する制度について、政府が検討した上で、必要な措置を講じる旨が規定されている。

このため、「自転車の運行による損害賠償保障制度のあり方等に関する検討会」を設置し、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度に関して、専門的見地から意見を聴取することとする。

なお、検討会の事務局は、自転車活用推進本部事務局に置くものとする。